

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の初確認について

令和7年7月3日
生活環境部環境課

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の成虫が、丹波市氷上町香良地内の民家敷地内で確認されました。市内での確認は今回が初めてです。



今回発見された成虫

1 緊急調査の実施

(1) 実施日 令和7年7月2日（水）

(2) 調査状況

- ・兵庫県、市、専門家で敷地内の緊急調査を実施
- ・通報者の敷地内で、被害木（フラスを確認したモモ）1本を確認
成虫1頭、幼虫5頭、サナギ1頭を捕殺（通報者の捕殺と合せて成虫2頭を捕殺）
※被害木は調査時に伐採済
- ・付近の民地でも、成虫1頭を捕殺

2 今後の対応

同カミキリの生息範囲はさらに広がっているおそれがあります。引き続き、兵庫県などと連携して周辺調査、地域の皆様への注意喚起を図ります。

3 市民の皆様へのお願い

現在、クビアカツヤカミキリは成虫が繁殖行動を起こす最盛期に入っています。

このカミキリは、サクラやモモ・ウメなどバラ科の樹木を好みます。成虫が樹木の中に卵を産み付け、幼虫が木の内部を食い荒らすことで、木を弱らせたり倒木などの被害を発生させます。

市内での被害を防止するには、何よりも早期発見・早期防除が重要です。市民の皆様には、クビアカツヤカミキリや疑わしいフラスを発見した場合、兵庫県又は市までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、兵庫県では、専用の通報フォームが開設されていますので、ご利用ください。

【もしクビアカツヤカミキリや疑わしいフラスを発見したら】

- ・兵庫県又は市の下記の連絡先までご連絡ください（できればメールでお願いします）。
下記の通報フォーム（二次元バーコード）から通報していただくこともできます。
- ・成虫、フラスの発見日時・発見場所・発見時の状況を連絡してください。
- ・可能であれば、写真を撮影して提供願います。
- ・成虫を捕まえた場合は、その場で殺処分してください。
死んでいる個体でも、見つけた場合は連絡してください。
※クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運ぶことは違法となりますので、ご注意ください。

○連絡先

- ・兵庫県環境部自然鳥獣共生課

電話 078-362-3389

メールアドレス shizenchoujuu@pref.hyogo.lg.jp

通報フォーム



- ・丹波市生活環境部環境課

電話 0795-82-1290

メールアドレス kankyou@city.tamba.lg.jp

【参 考】

(1) 特定外来生物について

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に基づき、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物として環境省が指定した生物のことです。指定されると、原則として、飼養、栽培、保管等が禁止され、防除の対象となります。このため、生きたまま持ち運ぶことは禁止されています。

(2) クビアカツヤカミキリの特徴

全国各地で侵入が確認されているクビアカツヤカミキリは、人体に害はない昆虫ですが、サクラやモモ・ウメなどバラ科の樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らすことで、農業被害や倒木などの被害を発生させます。

- 黒い体に赤い首、体長は2～4 cm
- 大変繁殖力が強く、成虫は5月末～8月に活動、樹皮に最大で1000個近くの卵を産みます。
- 幼虫は、樹木の内部を食い荒らし、フラス（木くずと幼虫が出す排出するフンが混ざったもの）を大量に出しながら2～3年かけて成長します。このため、食害が進むと樹木が枯死し、ウメ・モモなどの果樹園では、農業被害の発生、公園や街路樹等では倒木などの被害の発生が懸念されます。



※ 兵庫県内では、令和4年度以降、明石市、芦屋市、神戸市、西宮市、三田市内の街路樹や公園樹などで、成虫やフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）が確認されています。

近隣の自治体では、令和6年度に京都府福知山市で成虫が確認されています。